

令和4年10月5日

地域振興部スポーツ振興課

## 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

夢の島総合運動場内に新たに設置する夢の島スケートボードパークについて、有料貸出施設として一般の利用に供するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

- (1) 名称 夢の島スケートボードパーク
- (2) 開場時間 午前9時～午後8時
- (3) 利用料金

#### ① 団体利用

利用目的	単位	利用料金
団体利用	1日	103,950円
写真撮影	1日	119,900円
映画、テレビ、ビデオ その他動画撮影	1日	232,650円

※利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

#### ② 個人利用

利用目的	単位	利用料金	
		一般	小・中学生
個人利用	1回	450円	150円

### 3 新旧対照表

2～3ページのとおり。

### 4 施行日

令和4年11月1日

### 5 その他

附則において、施行日前の準備行為を定める。

江東区夢の島総合運動場条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
名称	開場時間			名称	開場時間		
	期間	時間			期間	時間	
(略)				(略)			
夢の島競技場	(略)	(略)		夢の島競技場	(略)	(略)	
				夢の島スケートボードパーク	1月4日～12月28日	午前9時～午後8時	
駐車場	1月4日～2月末日	午前7時30分～午後5時30分		駐車場	1月4日～2月末日	午前7時30分～午後8時30分	
	3月1日～3月31日	午前7時30分～午後9時30分			3月1日～3月31日	午前7時30分～午後9時30分	
	4月1日～10月31日	午前5時30分～午後9時30分			4月1日～10月31日	午前5時30分～午後9時30分	
	11月1日～11月30日	午前7時30分～午後9時30分			11月1日～11月30日	午前7時30分～午後9時30分	
	12月1日～12月28日	午前7時30分～午後5時30分			12月1日～12月28日	午前7時30分～午後8時30分	
備考 (略)				備考 (略)			
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
別表第3 (第9条関係)				別表第3 (第9条関係)			
1 団体利用				1 団体利用			
施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金	施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金
(略)				(略)			
夢の島競技場	(略)			夢の島競技場	(略)		
	(略)				(略)		
映画、テレビ、ビデオその他動画撮影		1日	253,950円	映画、テレビ、ビデオその他動画撮影		1日	253,950円

(略)			

備考

1～4 (略)

5 夢の島競技場の利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

6～10 (略)

2 個人利用

施設	単位	利用料金	
		一般	小・中学生
トラック	1回	450円	150円

別表第4 (略)

夢の島スケートボードパーク		1日	103,950円
写真撮影		1日	119,900円
映画、テレビ、ビデオその他動画撮影		1日	232,650円

(略)

備考

1～4 (略)

5 夢の島競技場又は夢の島スケートボードパークの利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

6～10 (略)

2 個人利用

施設	単位	利用料金	
		一般	小・中学生
夢の島競技場トラック	1回	450円	150円
夢の島スケートボードパーク	1回	450円	150円

別表第4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の江東区夢の島総合運動場条例の規定に基づく夢の島スケートボードパークの利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。